

スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート事業実施要領

農 林 水 産 省 農 産 局 長 通 知
制 定 令 和 7 年 4 月 1 日 付 け 6 農 産 第 5164 号

第 1 対象事業

スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート事業費補助金交付等要綱（令和 7 年 4 月 1 日付け 6 農産第 5163 号農林水産事務次官依命通知。以下「交付等要綱」という。）に定めるスマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート事業の実施については、交付等要綱に定めるもののほか、この要領に定めるものとする。

第 2 事業の構成

スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート事業は農業支援サービスの立上げ支援のうち、次の事業メニューにより構成され、事業メニューごとの事業内容、事業実施主体、補助率等は事業メニューごとに定める別記のとおりとする。

- (1) 農業支援サービス事業育成対策（別記 1-1）
- (2) スマート農業機械等の導入支援（別記 1-2）

附則

この通知は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別記 1 - 1 農業支援サービスの立上げ支援のうち農業支援サービス事業育成対策

第 1 総則

交付等要綱に定める農業支援サービスの立上げ支援のうち農業支援サービス事業育成対策（以下別記 1 - 1 において「本事業」という。）の実施については、交付等要綱に定めるもののほか、この要領に定めるものとする。

第 2 定義

本事業における用語については、次のとおりとする。

(1) 農業支援サービス事業（以下「サービス事業」という。）

別表 1 のサービス内容の欄に掲げるいずれかの取組に該当する事業をいう。

(2) 農業支援サービス事業体（以下「サービス事業体」という。）

別表 1 のサービス内容の欄に掲げるいずれかの取組に該当する事業を実施している者又は本事業を活用して実施しようとする者をいう。

第 3 事業内容等

1 目的

農業者の高齢化・減少が進む中においても農業の持続的な発展を図るため、サービス事業体の新規事業立上げや、既存事業とは異なる分野へのサービス事業の拡大等のビジネス確立当初の取組を支援することを目的とする。

2 事業構成

本事業における事業内容、補助率及び国庫補助金額の上限額は、別表 2 に掲げるとおりとする。

第 4 事業実施主体等

本事業における事業実施主体はサービス事業体とし、次に掲げる要件を満たす者とする。なお、本補助金による支援は、同一の事業実施主体につき、農業支援サービス事業育成対策事業費補助金交付等要綱（令和 3 年 4 月 1 日付け 2 生産第 2535 号農林水産事務次官依命通知）に定める支援を含め通算で 2 年間まで受けられるものとする。

(1) 本事業に係る計画を的確に実施することができる能力を有する者であること。

(2) 事務所が日本国内に所在しており、本事業の適正な執行に関する国からの指示に対して、速やかな対応をとることが可能な者であること。

(3) 法人及び団体においては、代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがあること。

(4) 法人及び団体においては、本事業に係る経理その他の事務について、適切な管理体制及び処理能力を有し、定款、役員名簿、民間事業者の事業計画書、報告書、収支決算書等（これらの定めのない民間事業者にあつてはこれらに準ず

るもの。)を備えていること。

(5) 法人等の役員等が暴力団員でないこと。

(6) 継続的なサービス事業の実施が見込まれること。

第5 補助対象経費等

1 補助対象経費

交付等要綱別表2に掲げる経費のうち補助対象となる事業費の範囲は、別表2の事業内容の欄に掲げる取組に要する経費であって、別表3に掲げるものとする。

2 補助対象外経費

次に掲げる経費は補助対象としない。

(1) 国の他の助成事業で支援を現に受け、又は受ける予定となっている取組に係る経費

(2) 特定の個人又は法人の資産形成につながる取組に係る経費

(3) 経費の根拠が不明確で履行確認ができない取組に係る経費

(4) 汎用性の高いものの導入(例：フォークリフト、ショベルローダー、バックホー、パソコン等)に係る経費

(5) 本事業終了後に毎年度必要となる資材の購入に係る経費

第6 採択基準

1 選定審査方法

事業実施主体の選定に当たって、農産局長は応募者から提出された事業実施計画等を審査・採点及び評価し、農産局長が設置する外部有識者等で構成される審査・評価委員会に諮るものとする。

2 採択方法

(1) 応募者から提出された事業実施計画の採点は、別表4に示す審査基準に基づき行うものとする。

(2) 応募者から提出された事業実施計画の採点は、別表5に定めるサービスの類型及び作業の種類等による区分(以下「区分」という。)ごとに行い、点数付けによる合計点数が高い順に採択順位をつけ、採択順位が高い順に予算の範囲内で採択するものとする。なお、同一の点数を獲得した事業実施計画が複数ある場合には、国庫補助金額の少ないものから優先的に採択するものとする。

(3) 農産局長は、(2)の規定による審査・評価委員会において指摘等があった場合は、応募者に指示し、指摘等を反映した提出書類を提出させることができるものとする。なお、この場合にあっても、審査点数の加算は行わないものとする。

3 審査結果の通知等

農産局長は、審査・評価委員会による審査結果について、審査終了後、本事業の応募者に対し通知するものとする。

第7 成果目標及び目標年度

1 成果目標

本事業の成果目標は、事業実施主体が提供するサービス事業を活用する農地面積の拡大に係る目標とする。

2 目標年度

事業実施年度の翌々年度とする。

第8 事業実施手続等

1 交付申請書及び事業実施計画書の作成等

(1) 事業実施主体は、交付等要綱第8に定める交付申請書及び様式第1-1号により作成した事業実施計画書に、必要事項を記入した様式第1-2号及び様式第1-3号を添付の上、様式第2-1号を添えて農産局長へ提出するものとする。なお、様式第1-2号の環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート（以下「チェックシート」という。）に記載された各取組について事業実施期間中に実施する旨をチェックすること。

(2) 農産局長は、(1)により提出された交付申請書及び事業実施計画について、交付等要綱、この要領及び別に定める公募要領に照らして内容が適正であるか確認を行うものとする。

2 事業の交付決定等

農産局長は、1の規定により提出を受けた交付申請書及び事業実施計画が適正であると判断する場合には、交付決定を行うものとする。

なお、交付決定後に事業実施計画の変更を行う場合、成果目標の達成に資する場合には、本事業の範囲内で、取組内容等を変更することができる。

ただし、成果目標の変更及び交付等要綱別表2に定める重要な変更にあつては、交付等要綱第14の規定に基づく変更等承認申請書の提出及びその承認を受けなければならない。なお、重要な変更の承認に係る手続は1の規定に準じるものとする。

3 事業の着手

(1) 事業実施主体は、原則として、交付決定後に事業に着手するものとする。

ただし、事業実施主体の実情に応じて事業の効果的な実施を図る上で、緊急かつやむを得ない事情による場合にあって、事業実施計画を農産局長に提出し、事業の内容が明確となっており、かつ、補助金の交付が確実となったときに限り、事業実施主体は、交付決定前であっても事業に着手することができるものとする。この場合においては、交付決定までのあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知の上で行うものとする。

(2) (1)のただし書の規定により交付決定前に事業に着手する場合には、事業実施主体は、様式第2-2号により交付決定前着手届を作成し、農産局長

に提出するものとする。

4 目標年度の前年度までの事業実施状況の報告

- (1) 事業実施主体は、本事業の実施年度から目標年度の前年度までの間における成果目標の達成状況について、毎年度、翌年度の7月末までに、様式第3-1号により事業実施状況報告書を作成し、様式第4号と併せて農産局長に提出するものとする。
- (2) 農産局長は、(1)による報告を受けた場合には、その内容について点検し、成果目標の達成が困難と判断した場合等は、当該事業実施主体に対して改善計画を提出させる等、適切な改善措置を講ずるものとする。
- (3) 農産局長は事業実施主体に対し、(1)及び(2)に定める報告以外に、必要に応じ、報告や必要な資料の提出を求めることができるものとする。

5 目標年度の事業実施状況の報告

事業実施主体は、目標年度の翌年度において、事業実施計画に定められた目標年度の成果目標の達成状況について、自ら評価を行い、目標年度の翌年度の7月末までに、様式第3-1号により事業実施状況報告書を作成し、様式第4号と併せて農産局長に提出するものとする。なお、目標年度における事業実施状況報告書には様式第3-2号に定めるアンケート又は任意の様式のアンケートを用いて行った、利用者におけるサービス導入効果の分析結果を添付すること。

第9 評価等

評価等は次により行うものとする。

1 事業成果の評価及び改善措置の指導等

- (1) 農産局長が事業実施主体から第8の規定による目標年度の事業実施状況の報告を受けた場合には、その内容を点検し、事業の成果の評価を行い、その評価所見を作成するものとする。
- (2) 農産局長は、(1)の規定により作成した評価所見を、農産局長が設置する評価委員会に諮り、最終的な評価結果を取りまとめるものとする。
- (3) 農産局長は、(2)の規定により取りまとめられた最終的な評価結果を公表するものとする。なお、農産局長は、事業実施計画に定めた成果目標の全部又は一部が達成されていないと認める場合には、当該事業実施主体に対し必要な改善措置を指導し、当該成果目標が達成されるまでの間、様式第5号による改善計画を様式第4号と併せて報告させるものとする。

ただし、以下に該当する場合にあっては、事業実施主体から成果目標の変更又は評価の終了の改善計画を提出させ、妥当と判断される場合には成果目標を変更し、又は評価を終了することができるものとし、成果目標の変更手続は、交付等要綱第14の規定による計画変更に係る手続に準じて行うものとする。

ア 自然災害等により取組が困難となるような事態が生じている場合

イ 社会経済情勢の変化により成果目標の達成が困難となるような事態が生じて

いる場合

2 報告又は指導

農産局長は、事業実施主体に対し、本事業に関して必要な報告を求め、又は指導を行うことができるものとする。

第10 その他

事業実施主体は、国の求めに応じ、サービス事業の発展に資するデータの提供等の協力及び事業効果の検証に協力するものとする。

第11 環境負荷低減のクロスコンプライアンス

1 事業実施主体は、様式第1－2号のチェックシートに記載された各取組について、事業実施期間中に実施する旨をチェックするものとする。また、事業実施主体は、交付等要綱第8に定める交付申請書の提出に併せて、当該チェックシートを提出するものとする。

2 事業実施主体は、本事業実施後に1のチェックシートに記載された各取組について、事業実施期間中に実施したか否かをチェックした上で、交付等要綱第19第1項に規定する実績報告書の提出に併せて、当該チェックシートを提出するものとする。

なお、チェックシートを提出した者から抽出して、農林水産省の職員が実際に各取組をしたかどうか確認を行うこととする。

別表1（第2関係）

類型	サービス内容	備考
専門作業受注型	農業者の行う農作業を代行する取組	受委託契約の下で農作業を代行するもの。
機械設備供給型	農業者が使用するスマート農業機械等を、レンタル・サブスクリプション等の販売以外の手段によって農業者に提供する取組	
人材供給型	作業者を必要とする農業現場に農作業を行う人材を派遣する取組	
データ分析型	農産物（生育途中のものを含む。）、種苗、土壌やほ場等の状態の把握及びその情報の分析を行い、これに基づき農業者に情報・助言等を提供する取組	
その他	上記サービス内容の複合型の取組	

※いずれの類型においても、農産物の加工・流通・販売に係るサービスは除く。

別表2（第3関係）

事業メニュー	事業内容	補助率
<p>農業支援サービス事業育成対策</p>	<p>サービス事業者がサービス事業の新規立上げ又は既存のサービス事業の拡大に必要な以下の取組を支援するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サービス事業のニーズ調査に要する経費 ・サービス事業の実施に当たって必要な機械レンタル・改修、データ収集等に要する経費 ・サービス事業を企画・運営する専門人材の育成に要する経費 ・その他サービスの育成・普及に資する取組に要する経費 	<p>定額 （1事業実施主体当たり1,500万円を上限とする。）</p>

別表3（第5関係）

費目	細目	内 容	注 意 点
事業費	会場借料	・事業を実施するために直接必要な会議・商談会・イベント等の開催やテストマーケティング等を行う場合の会場借料に係る経費	・事業実施主体が会議室等を所有している場合は、事業実施主体の会議室等を優先的に使用すること。
	会場設営費	・事業を実施するために直接必要な会議・商談会・イベント等の開催や実証・テストマーケティング等を行う場合の設営に係る経費	
	通信・運搬費	・事業を実施するために直接必要な郵便、運送、電話等の通信に係る経費	・切手は物品受払簿で管理すること。 ・電話等の通信費については、基本料を除く。
	借上費	・事業を実施するために直接必要な実験機器、事務機器、通信機器、スマート農業機械等・施設、ほ場等の借上げ経費	・スマート農業機械等の借上げについては、「補助事業等によって導入する農業機械の選定について（令和6年9月24日付け6農産第2268号農林水産事務次官通知）」に定めるところにより取り扱うものとする。
	印刷製本費	・事業を実施するために直接必要な資料等の印刷、製本等に係る経費	
	情報発信費	・事業を実施するために直接必要なポスター・チラシ等の作成・配布等に係る経費	
	資料購入費	・事業を実施するために直接必要なデータや図書、参考文献の購入に係る経費	・新聞、定期刊行物等、広く一般に定期購読されているものを除く。
	原材料費	・本事業を実施するために直接必要な試作品の製造や試験等に必要原材料に係る経費	・原材料は物品受払簿で管理すること。 ・有償で販売するもの及び認知度向上等を目的として相当数を無償で配布するものは含まない。
	消耗品費	・事業を実施するために直接必要な以下の経費 ・短期間（補助事業実施期間内）又は一度の使用によって消費されその効用を失う低廉な物品の経費 ・USBメモリ等の低廉な記録媒体 ・実証試験、検証等に用いる低廉な器具等	・消耗品は物品受払簿で管理すること。
研修受講費	・事業を実施するために直接必要な研修の受講に要する経費	・補助金の確定額は、補助事業に要した配分経費ごとの実支出額と、配分経費に対応する補助金の額（変更された場合は変更後の額とする。）とのいずれか低い額の合計額とする。ただし、実支出額の算出に当たって、本事業により開催した研修会等において徴収した受講料等に補助対象経費が含まれる場合には、当該受講料	

			等のうち補助対象経費に相当する金額を控除するものとする。
人件費		<ul style="list-style-type: none"> ・事業を実施するために直接従事する事業実施主体の正職員、出向者、嘱託職員、管理者等の直接作業時間に対する給料その他手当 	<ul style="list-style-type: none"> ・積算根拠となる資料を添付すること。 ・人件費の算定に当たっては、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について」に定めるところにより取り扱うものとする。 ・人件費は、謝金の支払対象者に対して支払うことは認めない。
給与		<ul style="list-style-type: none"> ・会計年度任用職員（フルタイム）に対して地方公共団体が支払う給与 	<ul style="list-style-type: none"> ・改正法による改正後の地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項第 2 号に規定する会計年度任用職員を対象とする。 ・給与については、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について」に定めるところにより取り扱うものとする。 ・給与の単価の設定根拠となる資料を添付すること。 ・本事業に係る業務指示を受けた会計年度任用職員の氏名・所属等について、各事業実施計画に明記すること。 ・実働に応じた対価以外の有給休暇や各種手当は認めない。
報酬		<ul style="list-style-type: none"> ・会計年度任用職員（パートタイム）に対して地方公共団体が支払う報酬 	<ul style="list-style-type: none"> ・改正法による改正後の地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項第 1 号に規定する会計年度任用職員を対象とする。 ・報酬については、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について」に定めるところにより取り扱うものとする。 ・報酬の単価の設定根拠となる資料を添付すること。 ・本事業に係る業務指示を受けた会計年度任用職員の氏名・所属等について、各事業実施計画に明記すること。 ・実働に応じた対価以外の有給休暇や各種手当は認めない。
職員手当等		<ul style="list-style-type: none"> ・会計年度任用職員（フルタイム）に対して地方公共団体が支払う時間外勤務手当、宿日直手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、通勤手当、期末手当、特殊勤務手当、地域手当、初任給調整手当、へき地手当 ・会計年度任用職員（パートタイム）に対して地方公共団体が支払う期末手当 	<ul style="list-style-type: none"> ・改正法による改正後の地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項第 1 号及び第 2 号に規定する会計年度任用職員を対象とする。 ・職員手当等の単価の設定根拠となる資料を添付すること。 ・本事業に係る業務指示を受けた会計年度任用職員の氏名・所属等について、各事業実施計画に明記すること。 ・実働に応じた対価以外の有給休暇や各種手当は認めない。
旅費	委員旅費	<ul style="list-style-type: none"> ・事業を実施するために直接必要な 	

		会議の出席、技術指導等を行うための旅費として、依頼した専門家に支払う経費	
	調査等旅費	・事業を実施するために直接必要な資料収集、各種調査・検証、会議、打合せ、技術指導、研修会、成果発表等の実施に必要な経費	
	費用弁償	・会計年度任用職員（パートタイム）に対して地方公共団体が支払う通勤に係る費用	<ul style="list-style-type: none"> ・改正法による改正後の地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項第 1 号に規定する会計年度任用職員を対象とする。 ・本事業に係る業務指示を受けた会計年度任用職員の氏名・所属等について、各事業実施計画に明記すること。 ・費用弁償の単価の設定根拠となる資料を添付すること。
謝金	委員等謝金	・事業を実施するために直接必要な資料整理、補助、専門的知識の提供、マニュアルの作成、原稿の執筆、資料の収集、アンケート調査等について協力を得た人に対する謝礼に必要な経費	<ul style="list-style-type: none"> ・謝金の単価の設定根拠となる資料を添付すること。 ・事業実施主体の代表者及び事業実施主体に従事する者に対する謝金は認めない。
賃金等		・事業を実施するため直接必要な業務を目的として、事業実施主体が雇用した者に対して支払う実働に応じた対価（日給又は時間給）及び通勤に要する交通費並びに雇用に伴う社会保険料等の事業主負担経費	<ul style="list-style-type: none"> ・賃金については、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について」に定めるところにより取り扱うものとする。 ・賃金の単価の設定根拠となる資料を添付すること。 ・雇用通知書等により本事業にて雇用したことを明らかにすること。 ・実働に応じた対価以外の有給休暇や各種手当は認めない。 ・補助事業従事者別の出勤簿及び作業日誌を整備すること。
委託費		・本事業の交付目的たる事業の一部（例えば、事業の成果の一部を構成する調査の実施、機械・システムの改修、取りまとめ等）を他の者に委託するために必要な経費	<ul style="list-style-type: none"> ・委託を行うに当たっては、第三者に委託することが必要であり、合理的かつ効果的な業務に限り実施できるものとする。 ・補助金の額の 50% 未満とすること。ただし、交付事務の委託についてはこの限りではない。 ・事業そのもの又は事業の根幹を成す業務の委託は認めない。 ・民間企業内部で社内発注を行う場合は、利潤を除外した実費弁済の経費に限るものとする。
役務費		・事業を実施するために直接必要であり、かつ、それだけでは本事業の成果とは成り得ない分析、試験、実証、検証、調査、制作、加工、改良、通訳、翻訳、施工等を専ら行う経費	・民間企業内部で社内発注を行う場合は、利潤を除外した実費弁済の経費に限るものとする。

備品費		<ul style="list-style-type: none"> ・事業を実施するために直接必要な試験、検証、調査備品及び機械の導入に係る経費（サーバ導入費を含む）。ただし、リース又はレンタルを行うことが困難な場合に限る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・取得単価が50万円以上（税別）の調査備品及び機械については、見積書（原則3社以上（該当する設備備品を1社しか扱っていない場合は除く。）、カタログ等を添付すること。 ・耐用年数が経過するまでは、事業実施主体による善良なる管理者の注意をもって当該備品を管理する体制が整っていること。 ・当該備品を別の者に使用させる場合は、使用及び管理についての契約を交わすこと。
雑役務費	手数料	<ul style="list-style-type: none"> ・事業を実施するために直接必要な謝金等の振り込み手数料 	
	租税公課	<ul style="list-style-type: none"> ・事業を実施するために直接必要な委託の契約書に貼付する印紙及び運営拠出金に課される消費税に係る経費 	

(注1) 補助対象経費は、事業の対象として明確に区分できるもので、かつ、証拠書類によって金額等が確認できるもののみとする。なお、その経理に当たっては、費目ごとに整理するとともに他の事業等の会計と区分することとする。

(注2) 上記の経費であっても以下の経費にあつては認めないものとする。

- 1 事業実施に直接関連のない経費
- 2 事務所の家賃など事業実施主体の経常的な運営経費
- 3 事業実施期間中に発生した事故・災害の処理のための経費
- 4 補助対象経費に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額※
 (※補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。)
- 5 傷害保険等任意保険の加入に要する経費
- 6 補助事業の有無にかかわらず、事業実施主体が具備すべき備品、物品等の購入及びリース・レンタルに要する経費
- 7 他の国庫補助金を受けた又は受ける予定の経費
- 8 その他本事業を実施する上で必要とは認められない経費及び本事業の実施に要したことを証明できない経費

別表4（第6関係）

スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート事業のうち
 農業支援サービスの立上げ支援のうち農業支援サービス事業育成対策 審査基準

審査項目及び点数配分は以下のとおりとする。

なお、事業の要件を満たす場合であっても、次に掲げる事項のいずれかに該当する場合は採択しないものとする。

- ・ 過去3か年に補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第17条第1項又は第2項に基づく交付決定取消を受けたことのある応募団体（共同団体を含む。）の場合
- ・ 審査項目1又は3のいずれかにおいて審査委員の過半から0点の採点を受けた場合
- ・ 審査の合計点数が13点に審査委員数を掛けた数以下の場合

審査項目	審査項目の詳細	点数配分
1 事業の実現可能性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業計画に記載の取組について、実現可能性はどの程度か。 ・ 事業としての発展がどの程度期待できるか。 ・ 構成組織・人員等の面で実現できるような体制は整っているか。 	実現可能性 ある…20点 おおむねある…10点 ない…0点
2-1 農業現場への貢献度（審査項目2-2に該当しない場合）	・ サービス事業の展開により、将来的により多くの農業者に対して生産性向上の効果を発揮できるか。	（1）サービス提供面積の 拡大量に係る目標（審査項目2-2に該当しない場合） 200ha 以上…10点 150ha 以上…9点 100ha 以上…8点 90ha 以上…7点 70ha 以上…6点 50ha 以上…5点 40ha 以上…4点 30ha 以上…3点 20ha 以上…2点 10ha 以上…1点 10ha 未満…0点
2-2 農業現場への貢献度（施設園芸を対象とする場		（2）サービス提供面積の 拡大量に係る目標（サービス提供先の農業者の過半以上のサービス対象品目が施設園芸の場合） 10ha 以上…10点 9ha 以上…9点

合)		8 ha 以上… 8 点 7 ha 以上… 7 点 6 ha 以上… 6 点 5 ha 以上… 5 点 4 ha 以上… 4 点 3 ha 以上… 3 点 2 ha 以上… 2 点 1 ha 以上… 1 点 1 ha 未満… 0 点
3 取組内容・技術等の新規性	<ul style="list-style-type: none"> ・これまで農業現場で見られなかった新規性のある取組内容か。 ・これまでになかったビジネスモデルであるか。 ・その他、何らかの新規性があるか。 	新規性 ある… 5 点 概ねある… 3 点 ない… 0 点
4 その他 (行政との整合性等)	<ul style="list-style-type: none"> ・事業実施主体が採択決定通知日までに農業の生産性の向上のためのスマート農業技術の活用の促進に関する法律（令和 6 年法律第 63 号。以下「スマート農業技術活用促進法」という。）第 7 条第 5 項の規定に基づき認定された生産方式革新実施計画において促進事業者として位置付けられており、かつ本事業での取組内容が当該計画の内容と合致している場合。（※ 1） 	該当があれば 10 点
	<ul style="list-style-type: none"> ・本事業の申請に係るサービス事業が農業競争力強化支援法（平成 29 年法律第 35 号）第 21 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づく事業参入計画の認定を受けている場合。 	認定があれば 5 点
	<ul style="list-style-type: none"> ・本事業の申請に係るサービス事業が環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和 4 年法律第 37 号。以下「みどりの食料システム法」という。）第 39 条第 4 項の規定に基づく基盤確立事業実施計画の認定を受けている場合。 	認定があれば 5 点
	<ul style="list-style-type: none"> ・サービス提供先の農業者に、みどりの食料システム法第 19 条第 1 項及び 2 項に規定する環境負荷低減事業活動実施計画の認定を受けている有機農業者が含まれている場合。 	認定があれば 5 点
	<ul style="list-style-type: none"> ・サービス提供地域において策定された地域計画（農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号。以下「基盤強化法」という。）第 19 条第 1 項に規定する地域計画をいう。以下同じ。）のうち、将来像が明確化された地域計画（※ 2）に事業実施主体であるサービス事業体が位置付けられている場合。 	該当があれば 5 点

	<ul style="list-style-type: none"> ・サービス提供先の農業者の過半以上が中山間地域で営農している場合。 ・ただし、中山間地域とは、「農林統計に用いる地域区分の制定について」（平成13年11月30日付け13統計第956号農林水産省大臣官房統計情報部長通知）の農業地域類型区分別基準指標において、中間農業地域又は山間農業地域に分類されている地域のことを指し、平地は中山間地域以外の地域を指す。 	<p>該当があれば15点</p>
--	---	------------------

※1：事業実施年度中に生産方式革新実施計画の認定を受けることが確実である場合を含む。なお、この場合において、事業実施年度中に計画認定を受けることが確実であるとして加点され、このことにより採択水準に達した者が、配慮すべき事情なく事業実施年度中に計画認定を受けなかった場合には、事業実施主体は、当該事業を取り下げ、中止し、又は廃止するものとする。

※2：農業経営基盤強化促進法第19条第1項に基づく、地域計画のうち、以下の(1)及び(2)の要件を満たすもの。

(1) 農用地の利用の集積に関する目標

地域計画に記載する「将来の目標とする集積率」（以下「目標集積率」という。）について、次に掲げる基準を全て満たすものであること。

ア 目標集積率が、「現状の集積率」（以下「現状集積率」という。）を下回らないこと。

イ 目標集積率が8割以上であること。

ただし、都府県にあつては、農業地域類型（「農林統計に用いる地域区分の制定について」（平成13年11月30日付け13統計第956号農林水産省大臣官房統計情報部長通知）の農業地域類型区分別基準指標の分類をいう。以下同じ。）が、市町村を単位として中間農業地域又は山間農業地域である場合、目標集積率が次のいずれかを満たせば可とする。

(ア) 現状集積率が5割未満の場合にあつては、6割以上であること

(イ) 現状集積率が5割以上6割未満の場合にあつては、現状集積率から10ポイント以上増加するものであること

(ウ) 現状集積率が6割以上の場合にあつては、6割以上であること

(2) 農業を担う者が定められていない農用地等の面積の割合

地域計画に記載する「区域内の農用地等面積」から「地域内の農業を担う者一覧」に掲げる者の「10年後」における「経営面積」及び「作業受託面積」の合計を控除した面積の割合が、次に掲げる基準を満たすものであること。

ア 農業地域類型が都市的地域又は平地農業地域である場合にあつては、1割未満であること

イ 農業地域類型が中間農業地域又は山間農業地域である場合にあつては、2割未満であること

別表5（第6関係）

サービスの類型及び作業の種類等による区分

- ・サービスの類型及び作業の種類等による区分は以下のとおりとする。
- ・事業実施計画の内容が複数の区分に該当する場合は、最もサービス提供面積の大きいサービス事業に該当する区分を選択するものとする。また、サービス提供面積が全て同じ場合は、いずれか一つの区分を申請者自身で選択するものとする。

サービスの類型	作業の種類等による区分
専門作業受注型	①耕起・播種作業の代行
	②施肥・防除作業の代行
	③収穫作業の代行
	④畜産作業の代行
	⑤その他作業の代行
機械設備供給型	⑥大型機械（トラクター、コンバイン、田植機）を含んだ供給
	⑦大型機械（トラクター、コンバイン、田植機）以外のみ供給
人材供給型	⑧自社で農業分野の作業を行える人材を育成し派遣
	⑨⑧以外
データ分析型	⑩データ分析サービスを実施

事業実施計画書
(スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート事業のうち農業支援サービスの立上げ支援のうち農業支援サービス事業育成対策)

1. 申請者				
・申請先				
・氏名又は名称				
・代表者 <small>(法人・団体の場合)</small>				
・住所又は主たる事務所				
・法人番号				
2. 担当者				
・所属・役職				
・担当者氏名				
・連絡先(電話番号)				
・連絡先(メールアドレス)				
3. 取組内容				
サービスの類型				
上問で「⑤その他複合型」を選択した場合は、該当するサービス類型を複数選択				
実施要領別記1-1の別表5に定める作業の種類等による区分	<small>※サービス事業の内容が複数の区分に該当する場合は、最もサービス提供面積の大きいサービス事業に該当する区分を選択するものとする。また、サービス提供面積が全て同じ場合は、いずれか一つの区分を申請者自身で選択するものとする。</small>			
実施要領別記1-1の別表4に定める加算ポイント「2 農業現場への貢献度」の(2-2)「サービス提供先の農業者の過半数以上のサービス対象品目が施設園芸の場合」に該当する場合は右にチェックを入れ、詳細を記入	-	<small>・施設園芸と施設園芸以外のサービス提供先の割合及び、該当する事業者名等を併せて記入すること。</small>		
サービス事業の内容	提供している又は提供予定のサービス事業の内容を記載。			
サービス事業のセールスポイント	提供するサービスを利用するメリットや期待されること等を記載。			
取組・技術の新規性	これまでの農業現場にはなかった技術の活用やサービスモデル等の導入について記載。			
利用者の現状	サービスを利用する者(顧客)の属性や抱えている課題、サービスを活用することで見込まれる効果を記載(個人が特定されない範囲で記載)。			
サービス事業の展開戦略	現状のサービス展開規模及び今後の利用拡大に向けて実施していく取組を記載。成果目標の達成根拠も併せて記載。			
サービス提供先の都道府県名(注1)		サービスを提供する都道府県数→		北海道の総合振興局・振興局(注2)→

(注1) 本事業でサービスを提供する都道府県を記載すること。併せてサービスの提供地域がわかる資料(地図等)を添付すること。

(注2) 北海道内でサービスを提供する事業者はサービスを提供する主な総合振興局・振興局を記載すること。

4. 事業実施内容					
事業の目的・内容	下記の「経費区分」に記載した各経費において実施する取組の目的・内容を記載。				
事業の実施体制					
経費の配分					
区分	費目細目	国庫補助金 (円)	自己負担 (円)	消費税区分	備考
ニーズ調査	〇〇費				
機械レンタル・改修、データ収集等	〇〇費				
専門人材の育成	〇〇費				
その他サービス事業の育成・普及対策	〇〇費				
合計		0	0		

注1: 事業の一部を他の者に委託する場合には、備考欄に該当部分の経費、委託先(委託先が未定の場合はその選定方法)と委託する事業の内容が分かるように記載し、委託契約書(案)を添付すること。
注2: 「費目細目」の欄には、実施要領別記1-1の別表3に掲げる費目細目を記載すること。
注3: 備考欄には、積算根拠等(単価、員数、日数等を明記した計算式等)を記載すること。
注4: 人件費、給与、報酬、職員手当等、費用弁償、謝金及び賞金等については、その単価の設定根拠が分かる資料を添付すること。
注5: 記載内容を別業とすることも可能とする。
注6: 適宜、行を追加して記入すること。
注7: 「消費税区分」の欄には、仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「除税額〇〇円」を、同税額がない場合は「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記載すること。
注8: スマート農業機械等の借上げについては、「補助事業等によって導入する農業機械の選定について(令和6年9月24日付け6農産第2268号農林水産事務次官通知。)」に定めるところにより取り扱うものとする。該当する場合は導入予定の農業機械の取扱説明書、カタログ等に記載されている「型式名」を備考欄に記入し、農研機構のWEBサイトにある安全性検査合格機の一覧(<https://www.naro.affrc.go.jp/org/brain/iam/Test/>)から、型式名が掲載されていることがわかるページを証拠書類として提出すること。

事業完了予定年月日

5. その他(行政との整合性等、あれば記載)

実施要領別記1-1別表4に定める加算ポイントに該当する場合は、チェックを入れ、該当する旨がわかるように詳細を記入すること。

①スマート農業技術の導入に対応するための生産方式の改革を行う取組	-	事業実施主体が採択決定通知日まで、もしくは事業実施年度中にスマート農業技術活用促進法に基づき認定された生産方式革新実施計画において促進事業者として位置付けられており、かつ本事業での取組内容が当該計画の内容と合致している場合にその旨を記載。
②農業競争力強化支援法に基づく事業参加計画の認定	-	農業競争力強化支援法第21条に基づく事業参加計画の認定を受けている場合にその旨を記載。
③みどりの食料システム法に基づく基盤確立事業実施計画の認定	-	本事業の申請に係るサービス事業がみどりの食料システム法に基づく基盤確立事業実施計画の認定を受けている場合にその旨を記載。

④環境負荷低減事業活動実施計画の認定を受けている有機農業者へのサービス提供	-	・サービス提供先の農業者に、みどりの食料システム法に基づき、環境負荷低減事業活動実施計画の認定を受けている有機農業者を含む場合にその旨を記載。			
⑤サービス提供地域において策定された地域計画に位置付けられている又は協議の場に参加している	-	・サービス提供地域において策定された地域計画に事業実施主体であるサービス事業者が位置付けられている又は地域計画未策定の地域に提供する場合であっても協議の場に参加している場合その旨を記載。			
⑥サービス提供先の農業者の過半以上が中山間地域で営農している	-	<p>・サービス提供先の農業者の過半以上が中山間地域で営農している場合その旨を記載。</p> <p>・ただし、中山間地域とは、「農林統計に用いる地域区分の制定について」の農業地域類型区分別基準指標(※)において、中間農業地域又は山間農業地域に分類されている地域のことを指し、平地は中山間地域以外の地域を指す。</p> <p>・平地と中山間地域のサービス提供先の割合及び、該当する中山間地の具体的地名を併せて記入すること。</p> <p>※HP (https://www.maff.go.jp/j/tokei/chiki_ruikai/setsume.html)掲載の「農業地域類型一覧表(令和5年3月2日改定)」の第一分類で「中間農業地域」=3、「山間農業地域」=4と区分されている地域を確認すること。</p>			
6. 年度別の取組計画(年度別に実施する取組を簡潔に記載)					
1年目					
2年目					
3年目					
その他留意事項					
7. 成果目標及びそれに付随する計画					
以下に成果目標を記入すること。					
	現状(○年度)(※1)	事業実施年度(○年度)	○年度	目標年度(○年度)	成果目標の目標値の根拠(※2)
(1)事業実施主体の提供するサービスを活用する農地面積に係る成果目標(ha)					
成果目標(ha)の拡大量(目標年度値－現状値)	0				
(参考)以下の(2)、(3)に、上記成果目標に付随する計画を記入すること。					
	現状(○年度)(※1)	事業実施年度(○年度)	○年度	目標年度(○年度)	目標年度の計画値の根拠(※2)
(2)事業実施主体の提供するサービスを活用する経営体数に係る計画					
(3)事業実施主体の提供するサービスの売上げに係る計画(万円)					
<p>・(※1)の欄には、事業実施前年度の実績について記入すること。</p> <p>・記入した値に関する根拠となる資料を添付すること。</p> <p>・(※2)の欄は目標値又は計画値をどのように設定したか、算定方法及び根拠について詳細に記載すること。</p>					
8. 申請書類					
申請書類チェックシートに記載のある、以下の書類を添付すること。ただし、申請書類のうち、申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能なものについては、以下に当該ウェブサイトのURLを記載することにより当該資料の添付を省略することができる。複数ある場合は適宜行を追加して記入すること。					
01. コンソーシアム等の規約等、02. 実施体制のわかる資料及び実施体制図(必須)、03. 財務資料(必須)、04. 事業実施計画書(必須)、05. 経費使用に関する参考資料(必須)、06. 委託契約書、07. 根拠データ(必須)、08. 環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート(必須)、09. 審査基準の加算ポイントに係る証拠書類、10. サービスの提供地域がわかる資料(地図等)(必須)、11. 申請書類チェックシート(必須)、12. その他参考資料					
書類名	URLの記入欄				

事業実施主体名

代表者名

所在地

連絡先

環境負荷低減のクロスコンプライアンス チェックシート

スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート事業実施要領(令和7年4月1日付け6農産第5164号農林水産省農産局長通知)別記1-1の第8に基づき以下のとおり、チェックシートの取組を実施します。

下記の持続可能な農業生産に係る取組の各項目のうち、事業実施期間中に実施する又は実施した内容について、欄に✓又は■を記入してください。
(※)に該当しない場合は、欄には/ (斜線)を記入してください。

申請時 (します)	(1) 適正な施肥	報告時 (しました)
<input type="checkbox"/>	※農産物等の調達を行う場合 環境負荷低減に配慮した農産物等の調達を検討	<input type="checkbox"/>

申請時 (します)	(2) 適正な防除	報告時 (しました)
<input type="checkbox"/>	※農産物等の調達を行う場合 環境負荷低減に配慮した農産物等の調達を検討(再掲)	<input type="checkbox"/>

申請時 (します)	(3) エネルギーの節減	報告時 (しました)
<input type="checkbox"/>	オフィスや車両・機械等の電気・燃料の使用状況の記録・保存に努める	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	省エネを意識し、不必要・非効率なエネルギー消費をしない(照明、空調、ウォームビズ・クールビズ、燃費効率のよい機械の利用等)ように努める	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	環境負荷低減に配慮した商品、原料等の調達を検討	<input type="checkbox"/>

申請時 (します)	(4) 悪臭及び害虫の発生防止	報告時 (しました)
<input type="checkbox"/>	※肥料・飼料等の製造を行う場合 悪臭・害虫の発生防止・低減に努める	<input type="checkbox"/>

申請時 (します)	(5) 廃棄物の発生抑制、 適正な循環的な利用及び処分	報告時 (しました)
<input type="checkbox"/>	プラ等廃棄物の削減に努め、適正に処理	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	資源の再利用を検討	<input type="checkbox"/>

申請時 (します)	(6) 生物多様性への悪影響の防止	報告時 (しました)
<input type="checkbox"/>	※生物多様性への影響が想定される工事等を実施する場合 生物多様性に配慮した事業実施に努める	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	※特定事業場である場合 排水処理に係る水質汚濁防止法の遵守	<input type="checkbox"/>

申請時 (します)	(7) 環境関係法令の遵守等	報告時 (しました)
<input type="checkbox"/>	みどりの食料システム戦略の理解	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	関係法令の遵守	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	環境配慮の取組方針の策定や研修の実施に努める	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	※機械等を扱う事業者である場合 機械等の適切な整備と管理に努める	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	正しい知識に基づく作業安全に努める	<input type="checkbox"/>

<報告内容の確認と個人情報の取り扱いについて>

- 本チェックシートにて報告された内容については、農林水産省が対象者を抽出し、実施状況の確認を行います。
- 記入いただいた個人情報については、本チェックシートの実施状況確認のために農林水産省で使用し、ご本人の同意がなければ第三者に提供することはありません。

上記について確認しました →

申請書類チェックシート

（スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート事業のうち農業支援サービスの立上げ支援のうち農業支援サービス事業育成対策）

※申請書類を送付する際に、このチェックリストで書類のチェックを行い、申請書類と併せて提出してください。

区分	申請書類及び添付書類等	注意点	チェック欄
実施体制	01. コンソーシアム等の規約等	コンソーシアム等を構成する場合、構成員、代表者、意思決定方法、事務・会計の処理方法及びその責任者、財産管理方法、内部監査、事務手続に係る不正を防止する仕組み等が記載されているもの	<input type="checkbox"/>
	◎ 02. 実施体制のわかる資料及び実施体制図	実施体制のわかる資料例：定款、組織のHP	<input type="checkbox"/>
	◎ 03. 財務資料	財務諸表等、事業実施主体の財務状況が分かるもの	<input type="checkbox"/>
事業計画	◎ 04. 事業実施計画書	eMAFFにて申請する場合は、それをもって事業実施計画書の提出に替えることができるものとする。	<input type="checkbox"/>
	◎ 05. 経費使用に関する参考資料	経費のうち謝金、賃金等の支払いを予定している場合は、謝金、賃金等の単価の設定根拠が確認できる資料	<input type="checkbox"/>
	06. 委託契約書	事業の一部を委託する場合は、契約書(案)を添付すること。	<input type="checkbox"/>
	◎ 07. 根拠データ	事業実施計画に記載している数値(現況及び目標年の面積、経営体数及びサービスの売上等)の根拠が確認できるもの	<input type="checkbox"/>
	◎ 08. 環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート	環境負荷低減のチェックシートに記載された各取組について、事業実施期間中に実施する旨をチェックした上で、当該チェックシートを添付すること。	<input type="checkbox"/>
	09. 審査基準の加算ポイントに係る証拠書類	実施要領別記1-1の別表4の審査基準の加算ポイントに係る取組を行う場合はその証拠書類を添付すること。(審査項目4に係る取組を行う場合は計画の認定がわかる書類を添付する 等)	<input type="checkbox"/>
	◎ 10. サービスの提供地域がわかる資料(地図等)	経費のうち謝金、賃金等の支払いを予定している場合は、謝金、賃金等の単価の設定根拠が確認できる資料	<input type="checkbox"/>
共通	◎ 11. 申請書類チェックシート	本チェックシート	<input type="checkbox"/>
	12. その他参考資料	事業計画等の内容を補足する資料がある場合は、必要に応じて添付すること。	<input type="checkbox"/>

注1) ◎印の付いた資料については原則必須の資料となります。

注2) 申請内容等の確認のため、必要に応じて、農産局長から追加の資料を求める場合があります。

様式第2-1号(第8関係)

番 号
年 月 日

農産局長 殿

事業実施主体名
所 在 地
氏 名

スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート事業のうち農業支援サービスの
立上げ支援のうち農業支援サービス事業育成対策の事業実施計画の申請について

スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート事業実施要領(令和7年4月1日付け6
農産第5164号農林水産省農産局長通知)別記1-1の第8の規定に基づき、関係書類を添えて申請
する。

(注) 関係書類として、様式第1-1号から様式第1-3号までを添付すること。

農産局長 殿

事業実施主体名
所 在 地
氏 名

スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート事業のうち農業支援サービスの
立上げ支援のうち農業支援サービス事業育成対策の交付決定前着手届について

スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート事業実施要領（令和7年4月1日付け6
農産第5164号農林水産省農産局長通知）別記1-1の第8の規定に基づき、下記条件を了承の上、
交付決定前に着手したいので届け出ます。

記

- 1 交付決定を受けるまでの期間内のあらゆる損失等は、事業実施主体が負担すること。
- 2 交付決定を受けた補助金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこと。

事業内容	事業費	着手予定年月日	完了予定年月日	理由

事業実施状況報告書
 （スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート事業のうち農業支援サービスの立上げ支援のうち農業支援サービス事業育成対策）

提出先： _____

1 事業実施主体名

--

2 成果目標の達成状況

事業実施主体の提供するサービスを活用する農地面積に係る成果目標（ha）	事業実施前年度（○年度）	事業実施年度（○年度）	○年度	目標年度（○年度）	事業実施状況報告年度（○年度）の達成率（%）
成果目標に係る年度ごとの目標値	/				/
成果目標に係る年度ごとの実績値					

拡大量（目標年度実績値－事業完了前年度実績値） （ha）	
---------------------------------	--

3 成果目標を達成するに当たって実施した取組内容

--

4 添付資料

- ・「2 成果目標の達成状況」に記入した成果目標達成状況の値に関する根拠資料を添付すること。
- ・目標年度の事業実施状況報告については、様式第3-2号に定めるアンケート又は任意の様式のアンケート用いて行った、利用者におけるサービス導入効果の分析結果を添付すること。

5 事業の進捗状況及び成果目標の達成状況に対する評価

--

アンケート調査報告様式

(スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート事業のうち農業支援サービスの立上げ支援のうち農業支援サービス事業育成対策)

事業実施主体名

事業実施年度

令和〇年度

調査実施年度

令和〇年〇月

提供サービス内容

※提供サービスの標準プランの内容及び価格に加えて、追加オプションの内容等も併せて記載すること

サービス利用効果総評

※集計したアンケート調査を踏まえて、サービスを利用することで得られた効果などを記載すること

【留意事項】

- ① 本紙は、目標年度における事業実施状況報告書に添付いただく書類です。(実施要領別記1-1第8関係)
- ② 2、3枚目はサービス利用者向けアンケート調査のひな形となっております。事業実施主体の提供するサービス内容に合わせた項目を変更・追加や、WEBの活用、任意様式によるアンケート調査で代替することも可能です。ただし、サービス利用者の経営改善効果、省力化等の効果が把握できるような調査項目の設計をしていただくようお願いします。
- ③ 問2の年度については、調査実施年度が現在値となるように更新して使用ください。
例：2024年5月に実施する場合、1. 2024年度（現在）

農業支援サービスに関するアンケート調査

■問1. 以下のうち、あなたが営農を行ううえで利用しているサービスに○を付けてください。

※複数選択可。

- | | |
|---|---|
| 1. 耕耘、代かきの作業代行
2. 定植（田植等）、播種の作業代行
3. 除草・畦畔の管理の作業代行
4. 農薬散布・施肥（ドローン）の作業代行
5. 農薬散布・施肥（ドローン以外）の作業代行
6. 収穫の作業代行
7. 農業機械のシェアリング・レンタル（ドローン等）
8. 営農支援（アプリ含む）
9. 生育診断（アプリ含む）・営農コンサル
10. その他のサービス（具体的に： |) |
|---|---|

■問2. 上記の農業支援サービスを利用していた年すべてに○をご記入下さい。

また、右側にサービスを利用し始めたきっかけ一つに○をご記入ください。

※問1で複数選択している場合は、最も利用実績の多いサービスについて回答ください

1. 2023年（現在）	4. 2020年	1. ホームページ	4. 知人からの紹介
2. 2022年	5. 2019年	2. 公告	5. 普及指導員やJAからの紹介
3. 2021年	6. 2018年以前	3. 口コミ	6. その他（ ）

■問3. 上記の農業支援サービスの利用前後で、以下の項目に変化はありましたか？

該当するものにそれぞれ1つ○をご記入ください。分かる場合は、右側に利用前後の値も記入下さい。

↓必ず○を記入								↓分かれば記入		
		2割以上増えた	1割～2割増えた	5%～1割増えた	ほぼ変化なし(5%未満)	5%～1割減った	1割～2割減った	2割以上減った	利用前	利用後
売上		1	2	3	4	5	6	7	円	円
経営面積		1	2	3	4	5	6	7	アール	アール
単収		1	2	3	4	5	6	7	<small>(単位も記入)</small>	<small>(単位も記入)</small>
農産物の単価		1	2	3	4	5	6	7	<small>(単位も記入)</small>	<small>(単位も記入)</small>
経営費	生産資材費 (機械)	1	2	3	4	5	6	7	円	円
	生産資材費 (農薬・肥料)	1	2	3	4	5	6	7	円	円
	人件費	1	2	3	4	5	6	7	円/年	円/年
間作業	ほ場における作業	1	2	3	4	5	6	7	時間	時間

裏面に続きます⇒

時間 (経営全体での労働時間)	経営・労務管理	1	2	3	4	5	6	7	時間	時間
	その他変化した時間 ()	1	2	3	4	5	6	7	時間	時間

■問4. 農業支援サービスを使用することで、新たに必要となった機械・設備や、不要となった機械・設備はありますか？ 1・2・3を選んだ場合は、右側に具体名を記入ください。

1. 新たに必要となった機械・設備がある	新たに必要となった設備・機械の種類 (例：パソコン・タブレット)
2. 不要となった機械・設備がある	
3. 両方ある	不要となった設備・機械の種類・性能 (例：トラクター100馬力)
4. 変わらない	

■問5. 年間の農業支援サービスの利用料を教えてください。

円/年

■問6. 農業支援サービスの利用前後で、以下のような効果はありましたか？当てはまるものすべてに○をご記入下さい。 ※サービスを使うことで間接的に生まれた変化も含めてお答えください。

1. 経営の不安が減った/気持ちが楽になった	4. 農業生産の技術や知識・ノウハウが向上した
2. 販路を拡大することができた	5. 農業経営の管理や労務管理がしやすくなった
3. 経営を維持・拡大することができた	6. その他
(サービスがなければ規模縮小・離農していた)	(具体的に:)

■問7. サービスを利用する上で困ったこととして当てはまるものすべてに○をご記入下さい。

1. サービス利用料が高い	4. 生育診断や経営分析の効果を実感できなかった
2. 求めるサービスを提供する事業者がない (具体的に:)	5. 収量や品質が上がらなかった(下がった)
3. 利用したいときに利用できない	6. 営農のボトルネック解消につながらなかった
	7. その他(具体的に:)

■ご協力ありがとうございました。さいごに、営農に関する以下の情報についてお答えください。

最も主要な生産品目	1. 水稻・陸稻(飼料用米含む)	5. 野菜
	2. 大麦・小麦・雑穀類	6. 果樹
	3. いも類・豆類	7. 花き・花木
	4. 工芸農作物(さとうきび・なたね・茶・てんさい等)	8. 畜産・その他
具体的な生産物名 (主要なもの一つ)	総耕地面積	アール
最も主要な栽培方法	1. 露地 2. 施設	うち農業支援サービスの利用面積 アール
農地が所在する市町村	都道府県	市区町村
法人・個人経営の別	1. 法人 2. 個人	専業・兼業の別 1. 専業 2. 兼業
あなたの年齢	歳	

様式第4号（第8、第9関係）

番 号
年 月 日

農産局長 殿

事業実施主体名
所 在 地
氏 名

スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート事業のうち農業支援サービスの
立上げ支援のうち農業支援サービス事業育成対策の事業実施状況報告書（〇〇年度）の
提出について

スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート事業実施要領（令和7年4月1日付け6
農産第5164号農林水産省農産局長通知）別記1-1の第8の規定に基づき、別添のとおり報告する。

- （注） 1 関係書類として、様式第3-1号の事業実施状況報告書を添付すること。
2 実施要領別記1-1の第9による改善措置を講じた場合は、改善措置内容についても、
あわせて報告すること。

様式第5号(第9関係)

〇〇年〇月〇日

改善計画

(スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート事業のうち農業支援サービスの立上げ支援のうち農業支援サービス事業育成対策)

・申請先	
・氏名又は名称	
・代表者 <small>(法人・団体の場合)</small>	
・住所又は主たる事務所	
・法人番号	
改善計画	
・取組の経過	
・成果目標未達成の原因及び原因解決のための課題	
・改善方策	
・改善方策を推進するための体制	
・その他特記事項	

(※1)本事業の事業実施状況報告書の写しを添付すること。

別記1-2 農業支援サービスの立上げ支援のうちスマート農業機械等導入支援

第1 総則

交付等要綱に定める農業支援サービスの立上げ支援のうちスマート農業機械等導入支援（以下別記1-2において「本事業」という。）の実施については、交付等要綱に定めるもののほか、この要領に定めるものとする。

第2 定義

本事業における用語については、次のとおりとする。

(1) 農業支援サービス事業（以下「サービス事業」という。）

別表1のサービス内容の欄に掲げるいずれかの取組に該当する事業をいう。

(2) 農業支援サービス事業体（以下「サービス事業体」という。）

別表1のサービス内容の欄に掲げるいずれかの取組に該当する事業を実施している者又は本事業を活用して実施しようとする者をいう。

第3 事業内容等

1 目的

農業者の高齢化等による離農が急速に進行する中、国内の生産水準を維持していくためには、スマート農業技術の活用等により農業現場における生産性向上を支援するサービス事業を利用できる環境を早急に整備することが必要である。このため、サービス事業体の新規参入及び他産地へ展開する場合のサービス提供に必要なスマート農業機械等の導入等を支援する。

2 事業構成

本事業における事業内容、補助率及び国庫補助金額の上下限額は、別表2に掲げるとおりとする。

第4 事業実施主体等

本事業における事業実施主体はサービス事業体とし、次に掲げる要件を満たす者とする。なお、本補助金による支援は、同一の事業実施主体につき、同事業を開始してから最大で2年とする。

(1) 本事業に係る計画を的確に実施することができる能力を有する者であること。

(2) 事務所が日本国内に所在しており、本事業の適正な執行に関する国からの指示に対して、速やかな対応をとることが可能な者であること。

(3) 法人及び団体においては、代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがあること。

(4) 法人及び団体においては、本事業に係る経理その他の事務について、適切な管理体制及び処理能力を有し、定款、役員名簿、民間事業者の事業計画書、報告書、収支決算書等（これらの定めのない民間事業者にあつてはこれらに準ず

るもの。)を備えていること。

(5) 法人等の役員等が暴力団員でないこと。

(6) 継続的なサービス事業の実施が見込まれること。

第5 補助対象経費等

1 補助対象経費

交付等要綱別表2に掲げる経費のうち補助対象となる事業費の範囲は、別表3に掲げるとおりとする。ただし、スマート農業機械等を導入し、及びリース導入する場合にあっての交付対象基準は以下のとおりとする。

(1) 共通

ア 事業実施主体がサービスを提供するために必要なスマート農業機械等であること。

イ 本体価格が50万円以上(税別)であること。

ウ 新品であること。ただし、農産局長が必要と認める場合は、中古農業機械等(法定耐用年数から経過期間を差し引いた残存年数(年単位とし、1年未満の端数は切り捨てる。)が2年以上の農業機械等をいう。)も対象とすることができるものとする。

エ 事業実施主体はスマート農業機械等の購入先の選定に当たっては、当該農業機械等の希望小売価格を確認するとともに、自ら、一般競争入札等の実施又は複数の業者(原則3者以上)から見積りを提出させること等により、事業費の低減に向けた取組を行うこと。

オ 交付の対象となるスマート農業機械等は動産総合保険等の保険(盗難補償、天災等に対する補償を必須とする。)に加入すること。また、適切な盗難防止対策を確実に実施すること。

カ 本事業で導入するスマート農業機械等に附帯するシステムサービスの提供者が農業分野におけるAI・データに関する契約ガイドライン(令和2年3月農林水産省策定)で対象として扱うデータ等を取得しようとするときは、事業実施主体(事業実施主体以外の者に貸し付ける場合にあつては、当該貸付けの対象となる者)は、そのデータ等の保管について、本ガイドラインに準拠した契約を締結すること。

キ 本事業では農機データについて、農業者等が当該データを当該農機メーカー以外のシステムでも利用できるようにするため、本事業を活用してトラクター、コンバイン又は田植機を導入し、又はリース導入する場合は、API※を自社のwebサイトや農業データ連携基盤での公開等を通じて、データを連携できる環境を整備しているメーカーのものを選定すること。

※ API(Application Programming Interface)とは、複数のアプリケーション等を接続(連携)するために必要な仕組みのこと。

※ なお、トラクター、コンバイン、田植機のメーカーのうち、農機データを取

得するシステムを備えた製品を製造していないメーカーについては、この要件の対象にあたらない。

ク スマート農業機械等の導入又はリース導入を行った場合は、交付等要綱第 26 に定める財産管理台帳の写しを、農産局長に対して提出するものとする。農産局長は、事業実施主体から提出のあった財産管理台帳の写しに基づき、財産処分制限期間中のスマート農業機械等の利用状況を確認するとともに、本事業の適正かつ確実な実施の確保に努めるものとする。

ケ スマート農業機械等の導入又はリース導入については、「補助事業等によって導入する農業機械の選定について（令和 6 年 9 月 24 日付け 6 農産第 2268 号農林水産事務次官通知）」に定めるところにより取り扱うものとし、安全性検査の対象となっている農用トラクター（乗用型・歩行型）、田植機又はコンバイン（自脱型）のうち令和 7 年度以降新たに発売される型式のものについて導入し、又はリース導入する場合は安全性検査に合格したものの中から選定するものとする。

(2) スマート農業機械等を導入する場合

スマート農業機械等の利用期間は、法定耐用年数以上とする。

(3) スマート農業機械等をリース導入する場合

ア 申請方式については、事業実施主体とリース事業者との共同申請を原則とする。この場合の補助金は、事業実施主体が選定したスマート農業機械等の購入を行ったリース事業者（共同申請者）へ支払うこととする。

イ スマート農業機械等のリース期間は、事業実施計画の事業実施期間以上で法定耐用年数以内とする。

ウ リース料補助額については、次の算式によるものとする。

$$\text{「リース料補助額」} = \text{「リース物件購入価格（税抜き）」} \times \text{補助率（1 / 2 以内）}$$

ただし、当該リース物件のリース期間を当該リース物件の法定耐用年数未満とする場合又はリース期間満了時に残存価格を設定する場合にあっては、そのリース料補助額については、それぞれ次の算式によるものとする。さらに、当該リース物件に係るリース期間を当該リース物件の法定耐用年数未満とし、かつ、リース期間満了時に残存価格を設定する場合にあっては、そのリース料補助額については、それぞれ次の算式により算出した値のいずれか小さい方とする。

$$\text{「リース料補助額」} = \text{「リース物件購入価格（税抜き）」} \times \left(\frac{\text{「リース期間」}}{\text{「法定耐用年数」}} \right) \times \text{補助率（1 / 2 以内）}$$

$$\text{「リース料補助額」} = (\text{「リース物件購入価格 (税抜き)」} - \text{「残存価格」}) \times \text{補助率 (1 / 2 以内)}$$

エ スマート農業機械等のリース導入に対する補助を行う農産局長は、本事業が適切に行われるよう、事業実施計画の審査においては、リース事業者の財務状況や過去の実績等の情報について共同申請者であるリース事業者へ照会するなど、配慮するものとする。

2 補助対象外経費

次に掲げる経費は補助対象としない。

- (1) 国の他の助成事業で支援を現に受け、又は受ける予定となっている取組に係る経費
- (2) 特定の個人又は法人の資産形成につながる取組に係る経費
- (3) 経費の根拠が不明確で履行確認ができない取組に係る経費
- (4) 汎用性の高いものの導入（例：フォークリフト、ショベルローダー、バックホー、パソコン等）に係る経費
- (5) 本事業終了後に毎年度必要となる資材の購入に係る経費

第6 採択基準

1 選定審査方法

事業実施主体の選定に当たって、農産局長が応募者から提出された事業実施計画等を審査・採点及び評価し、農産局長が設置する外部有識者等で構成される審査・評価委員会に諮るものとする。

2 採択方法

- (1) 応募者から提出された事業実施計画の採点は、別表4に示す審査基準に基づき行うものとする。
- (2) 応募者から提出された事業実施計画の採点は、別表5に定めるサービスの類型及び作業の種類等による区分（以下「区分」という。）ごとに行い、点数付けによる合計点数が高い順に採択順位をつけ、採択順位が高い順に採択するものとする。採択の方法について、予算の範囲内で全区分一律の最低採択順位を定め、区分ごとに最低採択順位まで採択する。なお、同一の点数を獲得した事業実施計画が複数ある場合には、国庫補助金額の少ないものから優先的に採択するものとする。
- (3) 農産局長は、前号の規定に基づく審査・評価委員会において指摘等があった場合は、応募者に指示し、指摘等を反映した提出書類を提出させることができるものとする。なお、この場合にあっても、審査点数の加算は行わないものとする。

3 審査結果の通知等

農産局長は、審査・評価委員会による審査結果について、審査終了後、本事業

の応募者に対し通知するものとする。

第7 成果目標及び目標年度

1 成果目標

本事業の成果目標は、事業実施主体が提供するサービス事業を活用する農地面積の拡大に係る目標とする。

2 目標年度

事業実施年度の翌々年度とする。

第8 事業実施手続等

1 交付申請書及び事業実施計画書の作成等

(1) 事業実施主体は、交付等要綱第8に定める交付申請書及び様式第6-1号により作成した事業実施計画書に、必要事項を記入した様式第6-2号から様式第6-5号まで及び関係書類を添付し、様式第7-1号を添えて農産局長へ提出するものとする。なお、様式第6-4号の環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート（以下「チェックシート」という。）に記載された各取組について事業実施期間中に実施する旨をチェックすること。

(2) 農産局長は、(1)により提出された交付申請書及び事業実施計画について、交付等要綱、この要領及び別に定める公募要領に照らして内容が適正であるか確認を行うものとする。

2 事業の交付決定等

農産局長は、1の規定により提出を受けた交付申請書及び事業実施計画が適正であると判断する場合には、交付決定を行うものとする。

なお、交付決定後に事業実施計画の変更を行う場合、成果目標の達成に資する場合には、本事業の範囲内で取組内容等を変更することができる。

ただし、成果目標の変更及び交付等要綱別表2に定める重要な変更にあつては、交付等要綱第14の規定に基づく変更等承認申請書の提出及びその承認を受けなければならない。なお、重要な変更の承認に係る手続は1の規定に準じるものとする。

3 事業の着手

(1) 事業実施主体は、原則として、交付決定後に事業に着手するものとする。

ただし、事業実施主体の実情に応じて事業の効果的な実施を図る上で、緊急かつやむを得ない事情による場合にあつて、事業実施計画を農産局長に提出し、事業の内容が明確となっており、かつ、補助金の交付が確実となったときに限り、事業実施主体は、交付決定前であっても事業に着手することができるものとする。この場合においては、交付決定までのあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知の上で行うものとする。

(2) (1)のただし書の規定により交付決定前に事業に着手する場合には、

事業実施主体は、様式第7-2号により交付決定前着手届を作成し、農産局長に提出するものとする。

4 目標年度の前年度までの事業実施状況の報告

- (1) 事業実施主体は、本事業の実施年度から目標年度の前年度までの間における成果目標の達成状況について、毎年度、翌年度の7月末までに、様式第8号により事業実施状況報告書を作成し、様式第9号と併せて農産局長に提出するものとする。
- (2) 農産局長は、(1)による報告を受けた場合には、その内容について点検し、成果目標の達成が困難と判断した場合等は、当該事業実施主体に対して改善計画を提出させる等、適切な改善措置を講ずるものとする。
- (3) 農産局長は事業実施主体に対し、(1)及び(2)に定める報告以外に、必要に応じ、報告や必要な資料の提出を求めることができるものとする。

5 目標年度の事業実施状況の報告

事業実施主体は、目標年度の翌年度において、事業実施計画に定められた目標年度の成果目標の達成状況について、自ら評価を行い、目標年度の翌年度の7月末までに、様式第8号により事業実施状況報告書を作成し、様式第9号と併せて農産局長に提出するものとする。なお、目標年度における事業実施状況報告書には、農林水産業・食品産業の作業安全のための規範に係るチェックシートを提出するものとする。

第9 評価等

評価等は次により行うものとする。

1 事業成果の評価及び改善措置の指導等

- (1) 農産局長が事業実施主体から第8の規定による目標年度の事業実施状況の報告を受けた場合には、その内容を点検し、事業の成果の評価を行い、その評価所見を作成するものとする。
- (2) 農産局長は、(1)の規定により作成した評価所見を、農産局長が設置する評価委員会に諮り、最終的な評価結果を取りまとめるものとする。
- (3) 農産局長は、(2)の規定により取りまとめられた最終的な評価結果を公表するものとする。なお、農産局長は、事業実施計画に定めた成果目標の全部又は一部が達成されていないと認める場合には、当該事業実施主体に対し必要な改善措置を指導し、当該成果目標が達成されるまでの間、様式第10号による改善計画を様式第9号と併せて報告させるものとする。

ただし、以下に該当する場合にあっては、事業実施主体から成果目標の変更又は評価の終了の改善計画を提出させ、妥当と判断される場合には成果目標を変更し、又は評価を終了することができるものとし、成果目標の変更手続は、交付等要綱第14の規定による計画変更に係る手続に準じて行うものとする。

ア 自然災害等により取組が困難となるような事態が生じている場合

イ 社会経済情勢の変化により成果目標の達成が困難となるような事態が生じている場合

2 報告又は指導

農産局長は、事業実施主体に対し、本事業に関して必要な報告を求め、又は指導を行うことができるものとする。

第10 その他

事業実施主体は、国の求めに応じ、サービス事業の発展に資するデータの提供等の協力及び事業効果の検証に協力するものとする。

第11 環境負荷低減のクロスコンプライアンス

1 事業実施主体は、様式第6-4号のチェックシートに記載された各取組について、事業実施期間中に実施する旨をチェックするものとする。また、事業実施主体は、交付等要綱第8に定める交付申請書の提出に併せて、当該チェックシートを提出するものとする。

2 事業実施主体は、本事業実施後に1のチェックシートに記載された各取組について、事業実施期間中に実施したか否かをチェックした上で、交付等要綱第19第1項に規定する実績報告書の提出に併せて、当該チェックシートを提出するものとする。

なお、チェックシートを提出した者から抽出して、農林水産省の職員が実際に各取組をしたかどうか確認を行うこととする。

別表1（第2関係）

類型	サービス内容	備考
専門作業受注型	農業者の行う農作業を代行する取組	受委託契約の下で農作業を代行するもの。
機械設備供給型	農業者が使用するスマート農業機械等を、レンタル・サブスクリプション等の販売以外の手段によって農業者に提供する取組	
人材供給型	作業者を必要とする農業現場に農作業を行う人材を派遣する取組	
データ分析型	農産物（生育途中のものを含む。）、種苗、土壌やほ場等の状態の把握及びその情報の分析を行い、これに基づき農業者に情報・助言等を提供する取組	
その他	上記サービス内容の複合型の取組	

※いずれの類型においても、農産物の加工・流通・販売に係るサービスは除く。

別表 2 (第 3 関係)

事業メニュー	事業内容	補助率
スマート農業機械等導入支援	サービス事業者がサービス事業の提供に必要なスマート農業機械等の導入を支援するものとする。	1/2 以内 (1 事業実施主体当たりの上限額は 1,500 万円とする。)

※本事業におけるスマート農業機械は、次の①から③までに適合した技術を用いた農業機械とする。

- ① 農業機械に組み込まれて活用されるものであること。
- ② 情報通信技術（電磁的記録として記録された情報を活用する場合に用いられるものに限る。）を用いた技術であること。
- ③ 農業を行うに当たって必要となる認知、予測、判断または動作に係る能力の全部又は一部を代替し、補助し、又は向上させることにより、農作業の効率化、農作業における身体の負担の軽減又は農業の経営管理の合理化を通じて農業の生産性を相当程度向上させることに資するものであること。

別表3（第5関係）

費目	対象となる事業の種類 及びメニュー	内 容	注意点
機械費	スマート農業機械等導入 支援	・サービス事業を実施するために 直接必要なスマート農業機械等の 導入又はリース導入に係る経費	・本要領別記1-2第5に掲 げるとおり。

（注1）補助対象経費は、事業の対象として明確に区分できるもので、かつ、証拠書類によって金額等が確認できるもののみとする。なお、その経理に当たっては、費目ごとに整理するとともに他の事業等の会計と区分することとする。

（注2）上記の経費であっても以下の経費にあつては認めないものとする。

- 1 事業実施に直接関連のない経費
- 2 事務所の家賃など事業実施主体の経常的な運営経費
- 3 事業実施期間中に発生した事故・災害の処理のための経費
- 4 補助対象経費に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額※
（※補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。）
- 5 傷害保険等任意保険の加入に要する経費
- 6 補助事業の有無にかかわらず、事業実施主体が具備すべき備品、物品等の購入及びリース・レンタルに要する経費
- 7 他の国庫補助金を受けた又は受ける予定の経費
- 8 その他本事業を実施する上で必要とは認められない経費及び本事業の実施に要したことを証明できない経費

別表 4 (第 6 関係)

スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート事業のうち
 農業支援サービスの立上げ支援のうちスマート農業機械等導入支援審査基準

審査項目及び点数配分は以下のとおりとする。

なお、事業の要件を満たす場合であっても、次に掲げる事項のいずれかに該当する場合は採択しないものとする。

- ・ 過去 3 か年に補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第 17 条第 1 項又は第 2 項の規定に基づく交付決定取消を受けたことのある応募団体（共同団体を含む。）の場合
- ・ 審査項目 1 において審査委員の過半から 0 点の採点を受けた場合
- ・ 審査の合計点数が 10 点に審査委員数を掛けた数以下の場合

審査項目	審査項目の詳細	点数配分
1 事業の実現可能性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業計画に記載の取組について、実現可能性の点から妥当かどうか。 ・ 事業としての発展がどの程度期待できるか。 ・ 構成組織・人員等の面で実現できるような体制は整っているか。 	実現可能性 ある…20 点 おおむねある…10 点 ない…0 点
2-1 農業現場への貢献度（審査項目 2-2 に該当しない場合）	<ul style="list-style-type: none"> ・ サービス事業の展開により、将来的により多くの農業者に対して生産性向上の効果を発揮できる成果目標を立てているか。 	(1) サービス提供面積の拡大量に係る目標（審査項目 2-2 に該当しない場合） 200ha 以上…10 点 150ha 以上…9 点 100ha 以上…8 点 90ha 以上…7 点 70ha 以上…6 点 50ha 以上…5 点 40ha 以上…4 点 30ha 以上…3 点 20ha 以上…2 点 10ha 以上…1 点 10ha 未満…0 点
2-2 農業現場への貢献度（施設園芸を対象とする場合）		(2) サービス提供面積の拡大量に係る目標（サービス提供先の農業者の過半以上のサービス対象品目が施設園芸の場合） 10ha 以上…10 点 9 ha 以上…9 点 8 ha 以上…8 点 7 ha 以上…7 点

		<p>6 ha 以上… 6 点</p> <p>5 ha 以上… 5 点</p> <p>4 ha 以上… 4 点</p> <p>3 ha 以上… 3 点</p> <p>2 ha 以上… 2 点</p> <p>1 ha 以上… 1 点</p> <p>1 ha 未満… 0 点</p>
3 新規事業への展開に係るポイント	<ul style="list-style-type: none"> 既に何らかのサービス事業を行っている者のうち、これまでサービスに用いていた農業機械に加え、新たに別の種類の農業機械を用いて新規事業（ドローンを水稲の農薬散布サービスにのみ利用する場合を除く。）に取り組む場合。 これまでサービス事業を行っていない者のうち、新たに農業支援サービスを提供する取組（ドローンを水稲の農薬散布サービスにのみ利用する場合を除く。）を実施する場合。 	該当する場合、5 点
4 その他（行政との整合性等）	<ul style="list-style-type: none"> サービス事業の高度化に資する取組か。 	<p>事業実施主体が導入するスマート農業機械等が以下のスマート農業機械に当てはまる場合、15 点</p> <ul style="list-style-type: none"> 自動操舵農機（後付け装置及び自動走行農機を含み、ドローンを除く。） 電動草刈機（自立走行式又はリモコン式のもの） 食味・収量センサ付コンバイン 収穫ロボット（カメラ・AI による画像分析等により収穫の要否を判断し農産物を収穫・運搬するロボット） 可変施肥機（ほ場マップ等のデータを参照して自動的に可変施肥を行う機能を有するブロードキャスタや田植機、施肥用ドローン等） センシングドローン <p>・事業実施主体が採択決定通知日までに農業の生産性の向上のためのスマート農業技術の活用促進に関する法律（令和 6 年法律第 63 号。以下「スマート農業技術活用促進法」という。）第 7 条第 5 項の規定に基づき認定された生産方式革新実施計画において促進事業者として位置付けられており、かつ本事</p>

		<p>業での取組内容が当該計画の内容と合致している場合（※）、10点</p>
		<p>本事業の申請に係るサービス事業が農業競争力強化支援法（平成29年法律第35号）第21条第1項及び第2項の規定に基づく事業参入計画の認定を受けている場合、5点</p>
		<p>事業実施主体が導入するスマート農業機械等が申請時点でみどり投資促進税制の対象機械に該当する場合、5点</p>
		<p>本事業の申請に係るサービス事業が環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和4年法律第37号。以下「みどりの食料システム法」という。）第39条第4項の規定に基づく基盤確立事業実施計画の認定を受けている場合、5点</p>
		<p>サービス提供先の農業者に、みどりの食料システム法第19条第1項及び2項に規定する環境負荷低減事業活動実施計画の認定を受けている有機農業者が含まれている場合、5点</p>
		<p>サービス提供地域において策定された地域計画（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「基盤強化法」という。）第19条第1項に規定する地域計画をいう。以下同じ。）のうち、将来像が明確化された地域計画（※2）に事業実施主体であるサービス事業者が位置付けられている場合、5点</p>
		<p>サービス提供先の農業者の過半以上が中山間地域で営農している場合、15点 ただし、中山間地域とは、「農林統計に用いる地域区分の制定について」（平成13年11月30日付け13統計第956号農林水産省大臣官房統計情報部長通知）の農業地域類型区分別基準指標において、中間農業地域又は山間農業地域に分類されている地域のことを指し、平地は中山間地域以外の地域を指す。</p>

※1：事業実施年度中に生産方式革新実施計画の認定を受けることが確実である場合を含む。なお、この場合において、事業実施年度中に計画認定を受けることが確実であるとして加点され、このことにより採択水準に達した者が、配慮すべき事情なく事業実施年度中に計画認定を受けなかった場合には、事業実施主体は、当該事業を取り下げ、中止し、又は廃止するものとする。

※2：農業経営基盤強化促進法第19条第1項に基づく、地域計画のうち、以下の(1)及び(2)の要件を満たすもの。

(1) 農用地の利用の集積に関する目標

地域計画に記載する「将来の目標とする集積率」(以下「目標集積率」という。)について、次に掲げる基準を全て満たすものであること。

ア 目標集積率が、「現状の集積率」(以下「現状集積率」という。)を下回らないこと。

イ 目標集積率が8割以上であること。

ただし、都府県にあっては、農業地域類型(「農林統計に用いる地域区分の制定について」(平成13年11月30日付け13統計第956号農林水産省大臣官房統計情報部長通知)の農業地域類型区分別基準指標の分類をいう。以下同じ。)が、市町村を単位として中間農業地域又は山間農業地域である場合、目標集積率が次のいずれかを満たせば可とする。

(ア) 現状集積率が5割未満の場合にあっては、6割以上であること

(イ) 現状集積率が5割以上6割未満の場合にあっては、現状集積率から10ポイント以上増加するものであること

(ウ) 現状集積率が6割以上の場合にあっては、6割以上であること

(2) 農業を担う者が定められていない農用地等の面積の割合

地域計画に記載する「区域内の農用地等面積」から「区域内の農業を担う者一覧」に掲げる者の「10年後」における「経営面積」及び「作業受託面積」の合計を控除した面積の割合が、次に掲げる基準を満たすものであること。

ア 農業地域類型が都市的地域又は平地農業地域である場合にあっては、1割未満であること

イ 農業地域類型が中間農業地域又は山間農業地域である場合にあっては、2割未満であること

別表5（第6関係）

サービスの類型及び作業の種類等による区分

- ・サービスの類型及び作業の種類等による区分は以下のとおりとする。
- ・事業実施計画の内容が複数の区分に該当する場合は、最もサービス提供面積の大きいサービス事業に該当する区分を選択するものとする。また、サービス提供面積が全て同じ場合は、いずれか一つの区分を申請者自身で選択するものとする。

サービスの類型	作業の種類等による区分
専門作業受注型	①耕起・播種作業の代行
	②施肥・防除作業の代行
	③収穫作業の代行
	④畜産作業の代行
	⑤その他作業の代行
機械設備供給型	⑥大型機械（トラクター、コンバイン、田植機）を含んだ供給
	⑦大型機械（トラクター、コンバイン、田植機）以外のみ供給
人材供給型	⑧自社で農業分野の作業を行える人材を育成し派遣
	⑨⑧以外
データ分析型	⑩データ分析サービスを実施

事業実施計画書

(スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート事業のうち農業支援サービスの立上げ支援のうちスマート農業機械等導入支援)

1 事業実施主体名

--

2 事業実施主体の概要

法人番号(法人の場合)		
事業実施主体の所在地		
代表者	所属・役職	
	氏名	
担当者	所属・役職	
	氏名	
	電話番号	
	E-mail	

3 取組内容

サービスの類型			
上問で「⑤その他複合型」を選択した場合は、該当するサービス類型を複数選択			
実施要領別記1-2別表5に定める作業の種類等による区分			※サービス事業の内容が複数の区分に該当する場合は、最もサービス提供面積の大きいサービス事業に該当する区分を選択するものとする。また、サービス提供面積が全て同じ場合は、いずれか一つの区分を申請者自身で選択するものとする。
サービス事業の内容			
実施要領別記1-2別表4に定める加算ポイント「3 新規事業への展開に係るポイント」に該当する場合は右にチェックを入れ、詳細を記入	-	以下に該当する場合は該当している旨がわかるように記入。 ・既に何らかのサービス事業を行っている者のうち、これまでサービスに用いていた農業機械に加え、新たに別の種類の農業機械を用いて新規事業(ドローンを水稲の農業散布サービスにのみ利用する場合を除く。)に取り組む場合。 ・これまでサービス事業を行っていない者のうち、新たにサービスを提供する取組(ドローンを水稲の農業散布サービスにのみ利用する場合を除く。)を実施する場合。	
実施要領別記1-2別表4に定める加算ポイント「2 農業現場への貢献度」の(2-2)「サービス提供先の農業者の過半数以上のサービス対象品目が施設園芸の場合」に該当する場合は右にチェックを入れ、詳細を記入	-	・施設園芸と施設園芸以外のサービス提供先の割合及び、該当する事業者名等を併せて記入すること。	
事業完了予定日			

導入する農業機械等を直接用いてサービスを提供する都道府県

北海道	-	群馬県	-	富山県	-	兵庫県	-	香川県	-	鹿児島県	-
青森県	-	埼玉県	-	石川県	-	奈良県	-	愛媛県	-	沖縄県	-
岩手県	-	千葉県	-	福井県	-	和歌山県	-	高知県	-		
宮城県	-	東京都	-	岐阜県	-	鳥取県	-	福岡県	-		
秋田県	-	神奈川県	-	愛知県	-	島根県	-	佐賀県	-		
山形県	-	山梨県	-	三重県	-	岡山県	-	長崎県	-	サービスを提供する都道府県数	0
福島県	-	長野県	-	滋賀県	-	広島県	-	熊本県	-		
茨城県	-	静岡県	-	京都府	-	山口県	-	大分県	-	北海道の総合振興局・振興局	
栃木県	-	新潟県	-	大阪府	-	徳島県	-	宮崎県	-		

- ・導入する農業機械等を**直接利用**してサービスを提供する都道府県に○を記載すること。併せてサービスの提供地域がわかる資料（地図等）を添付すること。
- ・北海道内でサービスを提供する事業者はサービスを**提供する主な総合振興局・振興局**を記載すること。

4 成果目標及びそれに付随する計画

以下に成果目標を記入すること。

	現状（〇年度）（※1）	事業実施年度（〇年度）	〇年度	目標年度（〇年度）	成果目標の目標値の根拠（※2）
(1)事業実施主体の提供するサービスを活用する農地面積に係る成果目標（ha）（※3）					
成果目標（ha）の拡大量（目標年度値－現状値）					

（参考）以下の（2）、（3）に、上記成果目標に付随する計画を記入すること。

	現状（〇年度）（※1）	事業実施年度（〇年度）	〇年度	目標年度（〇年度）	目標年度の計画値の根拠（※2）
(2)事業実施主体の提供するサービスを活用する経営体数に係る計画					
(3)事業実施主体の提供するサービスの売上げに係る計画（万円）					
「(3)事業実施主体の提供するサービスの売上げに係る計画（万円）」の目標年度の値のうち、本事業で導入する農業機械を用いたサービスに係る売上見込み（万円）（※4）					

- ・（※1）の欄には、事業実施前年度の実績について記入すること。
- ・記入した値に関する根拠となる資料を添付すること。
- ・（※2）の欄は目標値又は計画値をどのように設定したか、算定方法及び根拠について詳細に記載すること。
- ・（※3）原則、成果目標の現状欄は【様式第6-2号】利用者一覧の項目4の数値と合わせ、成果目標の目標年度欄は【様式第6-2号】利用者一覧の項目5の数値と合わせる。
- ・（※4）今回導入する農業機械での売上のみを記載してください（既にサービス事業を行っている場合には、その部分の売上は除きます。）
- ・（※5）本事業により導入する機械でのサービスの拡大量を確認するため、（1）～（3）の記載については、目標値に係る部分は本事業による機械導入によって実施されるサービス事業の利用希望のある者の情報を記入し、そのうち既存のサービス利用者がいる場合のみ、現状値を記入すること。

5 総括表

取組の種類	総事業費 （円、税込）	負担区分			備考欄
		国庫補助金 （円）	補助率	自己資金 （円）	
スマート農業機械等導入の取組	33,000,000	15,000,000	1/2	18,000,000	除税額30,000,000円 うち国費15,000,000円
合計					

取組の種類	総事業費 （円、税込）	負担区分			備考欄
		国庫補助金 （円）	補助率	自己資金（共同申請者に支払うリース費用総額等） （円、税込）	
スマート農業機械等リース導入の取組	18,000,000	7,000,000	1/2	11,000,000	除税額14,000,000円 うち国費7,000,000円
合計					

- ・備考欄には、仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「除税額〇〇円 うち国費〇〇円」を、同税額がない場合は「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記載すること。
- ・リース導入の場合は別添1の機械リース計画書を添付すること。

6 導入・リース導入するスマート農業機械等

農業機械の名称	メーカー名	型式	取得予定年月	1台当たり導入価格 （円、税抜）	台数	合計価格（円、税抜）		加算ポイントの該当	
						うち国費 （円）	15点加算の農業機械に該当	みどり投資促進税制の対象機械に該当	
						0		-	-
						0		-	-
						0		-	-

- ・見積書及び機械の機能が分かるもの（パンフレット等）を別途添付すること。
- ・「加算ポイントの該当」欄には、実施要領別記1-2別表4に定める導入機械に係るポイントに該当する場合に○を記載すること。
- ・適宜、行を追加して記載すること。
- ・スマート農業機械等の導入については、「補助事業等によって導入する農業機械の選定について（令和6年9月24日付け6農産第2268号農林水産事務次官通知）」に定めるところにより取り扱うものとする。該当する場合は導入予定の農業機械の取扱説明書、カタログ等に記載されている「型式名」を型式欄に記入し、農研機構のWEBサイトにある安全性検査合格機の一覧（<https://www.naro.affrc.go.jp/org/brain/iam/Test/>）から、型式名が掲載されていることがわかるページを証拠書類として提出すること。

7 その他（行政との整合性等）

実施要領別記1-2別表4に定める加算ポイントに該当する場合は、チェックを入れ、該当する旨がわかるように詳細を記入すること。

①スマート農業技術の導入に対応するための生産方式の変革を行う取組	-	事業実施主体が採択決定通知日まで、もしくは事業実施年度中にスマート農業技術活用促進法に基づき認定された生産方式革新実施計画において促進事業者として位置付けられており、かつ本事業での取組内容が当該計画の内容と合致している場合にその旨を記載。
②農業競争力強化支援法に基づく事業参入計画の認定	-	農業競争力強化支援法第21条に基づく事業参入計画の認定を受けている場合にその旨を記載。
③みどりの食料システム法に基づく基盤確立事業実施計画の認定	-	本事業の申請に係るサービス事業がみどりの食料システム法に基づく基盤確立事業実施計画の認定を受けている場合にその旨を記載。
④環境負荷低減事業活動実施計画の認定を受けている有機農業者へのサービス提供	-	サービス提供先の農業者に、みどりの食料システム法に基づき、環境負荷低減事業活動実施計画の認定を受けている有機農業者を含む場合にその旨を記載。
⑤サービス提供地域において策定された地域計画に位置付けられている又は協議の場に参加している	-	サービス提供地域において策定された地域計画に事業実施主体であるサービス事業者が位置付けられている又は地域計画未策定の地域に提供する場合であっても協議の場に参加している場合その旨を記載。
⑥サービス提供先の農業者の過半以上が中山間地域で営農している	-	<ul style="list-style-type: none"> ・ サービス提供先の農業者の過半以上が中山間地域で営農している場合その旨を記載。 ・ ただし、中山間地域とは、「農林統計に用いる地域区分の制定について」の農業地域類型区分別基準指標（※）において、中間農業地域又は山間農業地域に分類されている地域のことを指し、平地は中山間地域以外の地域を指す。 ・ 平地と中山間地域のサービス提供先の割合及び、該当する中山間地の具体的な地名を併せて記入すること。 <p>※HP（https://www.maff.go.jp/j/tokei/ohiiki_ruikei/setsume.html）掲載の「農業地域類型一覧表（令和5年3月2日改定）」の第一分類で「中間農業地域」=3、「山間農業地域」=4と区分されている地域を確認すること。</p>

8 申請書類

申請書類チェックシートに記載のある、以下の書類を提出すること。ただし、申請書類のうち、申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能なものについては、以下に当該ウェブサイトのURLを記載することにより当該資料の添付を省略することができる。複数ある場合は適宜行を追加して記入すること。

01. コンソーシアム等の規約等、02. 事業実施体制の分かる資料（必須）、03. 財務資料（必須）、04. 事業実施計画書（必須）、05. 見積書（必須）、06. 機械の性能がわかる資料（必須）、07. 機械リース計画書、08. 根拠データ（必須）、09. 環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート（必須）、10. 審査基準の加算ポイントに係る証拠書類、11. サービスの提供地域がわかる資料（地図等）（必須）、12. 申請書類チェックシート（必須）、13. その他参考資料

書類名	URLの記入欄

サービス事業利用者一覧

(スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート事業のうち農業支援サービスの立上げ支援のうちスマート農業機械等導入支援)

※「サービスを利用する農業者等名」、「サービスを展開する農協等名」に利用者(予定者含む)を記載する場合、当該利用者との契約内容(状況)がわかるもの(契約書等)を添付すること。

なお、契約状況がわかる資料については、外部審査において妥当性の判断に用いられるため、「口頭で了解を得ている」、「これからロコミで拡大する予定」ではなく、可能な限り、契約書や同意書等の具体的に契約することがわかる内容の資料とすること。

1 事業実施主体名

--

2 サービス利用者一覧(提供を予定している全員の情報を記載する)

No	サービスを利用する農業者等名	提供サービス(必ず記載すること)					時間(h)	見込み
		内容(防除、施肥、収穫等)	対象作物	(A)サービスを 提供している現状 値面積(ha)(注 5)	(B)サービスを 提供する面積 (ha)	(B)-(A) 面積(ha)		
1						0	-	
2						0	-	
3						0	-	
4						0	-	
5						0	-	
6						0	-	
7						0	-	
8						0	-	
9						0	-	
10						0	-	
11						0	-	
12						0	-	
13						0	-	
14						0	-	
15						0	-	
16						0	-	
17						0	-	
18						0	-	
19						0	-	
20						0	-	

	(A)合計 面積(ha)	(B)合計 面積(ha)	(B)-(A) 面積(ha)	時間(h)	サービス 利用者数
計	0	0	0	0	0
	(A)	(B)	(C)	(D)	(E)

- (注1)本事業による機械導入によって実施されるサービス事業の利用希望のある者を記載すること。
- (注2)提供サービスの内容は、サービスを提供している対象作物や面積、時間等も含め、可能な範囲で定量的に記載すること。
- (注3)記載欄が足りない場合は適宜行を追加して記載すること。
- (注4)見込みの場合は「見込み」で○を選択すること。
- (注5)「(A)サービスを提供している現状値面積」欄には、既存のサービス利用者がある場合のみ、事業実施前年度におけるサービス提供面積の実績を記入すること。

3 農協等を経由してサービスを提供する場合

No	サービスを展開する農協等名	提供サービス内容					時間(h)	サービス利用者 数	見込み
		内容	対象作物	(F)サービスを提 供している現状 値面積(ha)	(G)サービスを 提供する面積 (ha)	(G)-(F) 面積(ha)			
1						0		-	
2						0		-	
3						0		-	
4						0		-	
5						0		-	
6						0		-	
7						0		-	

	(F)合計 面積(ha)	(G)合計 面積(ha)	(G)-(F) 面積(ha)	時間(h)	サービス 利用者数
計	0	0	0	0	0
	(F)	(G)	(H)	(I)	(J)

- (注1)本事業を農協等を経由して展開する場合は、農協等名を記載し、展開先の利用者数を記載すること。
- (注2)提供サービスの内容は、サービスを提供している対象作物や面積、時間等も含め、可能な範囲で定量的に記載すること。
- (注3)記載欄が足りない場合は適宜行を追加して記載すること。
- (注4)見込みの場合は「見込み」で○を選択すること。
- (注5)「(F)サービスを提供している現状値面積」欄には、既存のサービス利用者がある場合のみ、事業実施前年度におけるサービス提供面積の実績を記入すること。

4 サービスを提供している現状値面積合計(A+F)

計 ha

5 サービスを提供する面積合計(B+G)

計 ha

6 サービス利用増加面積合計(C+H)、平均((C+H)/(E+J))

計 ha 平均 ha

7 サービス利用時間合計(D+I)、平均((D+I)/(E+J))

計 (h) 平均 (h)

8 サービス利用者合計(E+J)

計 者

事業実施体制に関する書類
 （スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート事業のうち農業支援サービスの立上げ支援のうち
 スマート農業機械等導入支援）

○年○月○日時点

1. 事業実施主体の概要（※）	
名称	
所在地	
代表者	
副代表者、役員等	
事業年度	
従業員数	
事業内容	
2. サービスの概要（※）	
サービス分類	
サービス内容	
サービス対象品目	
サービス対象地域	
サービス提供期間	
サービスの最低利用期間	
3. 料金・オプション（※）	
基本料金単価	
追加料金要件	
その他サービス利用者が負担する主な料金	
解約・違約費用等	
4. サービスの提供開始までの手続・期間、実施体制、サービス利用申込期限（サービス利用開始○日前まで等）	
5. サービス利用にあたって農業者等が実施すべき事項	
6. 責任範囲・保証内容	
7. 保有資格等	
8. 問合せ先（※）	
電話番号	
受付時間	
担当部署	
メール、問合せフォーム等	

（注） ※を付したものは必須事項です。

事業実施主体名

代表者名

所在地

連絡先

環境負荷低減のクロスコンプライアンス チェックシート

スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート事業実施要領（令和7年4月1日付け6農産第5164号農林水産省農産局長通知）別記1-2の第8に基づき以下のとおり、チェックシートの取組を実施します。

下記の持続可能な農業生産に係る取組の各項目のうち、事業実施期間中に実施する又は実施した内容について、□欄に✓又は■を記入してください。
 (※)に該当しない場合は、□欄には/（斜線）を記入してください。

申請時 (します)	(1) 適正な施肥	報告時 (しました)
	※農産物等の調達を行う場合 □ 環境負荷低減に配慮した農産物等の調達を検討	□

申請時 (します)	(2) 適正な防除	報告時 (しました)
	※農産物等の調達を行う場合 □ 環境負荷低減に配慮した農産物等の調達を検討（再掲）	□

申請時 (します)	(3) エネルギーの節減	報告時 (しました)
	□ オフィスや車両・機械等の電気・燃料の使用状況の記録・保存に努める	□
	□ 省エネを意識し、不必要・非効率なエネルギー消費をしない（照明、空調、ウォームビズ・クールビズ、燃費効率のよい機械の利用等）ように努める	□
	□ 環境負荷低減に配慮した商品、原料等の調達を検討	□

申請時 (します)	(4) 悪臭及び害虫の発生防止	報告時 (しました)
	※肥料・飼料等の製造を行う場合 □ 悪臭・害虫の発生防止・低減に努める	□

申請時 (します)	(5) 廃棄物の発生抑制、 適正な循環的な利用及び処分	報告時 (しました)
	□ プラ等廃棄物の削減に努め、適正に処理	□
	□ 資源の再利用を検討	□

申請時 (します)	(6) 生物多様性への悪影響の防止	報告時 (しました)
	※生物多様性への影響が想定される工事等を実施する場合 □ 生物多様性に配慮した事業実施に努める	□
	※特定事業場である場合 □ 排水処理に係る水質汚濁防止法の遵守	□

申請時 (します)	(7) 環境関係法令の遵守等	報告時 (しました)
	□ みどりの食料システム戦略の理解	□
	□ 関係法令の遵守	□
	□ 環境配慮の取組方針の策定や研修の実施に努める	□
	※機械等を扱う事業者である場合 □ 機械等の適切な整備と管理に努める	□
	□ 正しい知識に基づく作業安全に努める	□

<報告内容の確認と個人情報の取り扱いについて>

- ・本チェックシートにて報告された内容については、農林水産省が対象者を抽出し、実施状況の確認を行います。
- ・記入いただいた個人情報については、本チェックシートの実施状況確認のために農林水産省で使用し、ご本人の同意がなければ第三者に提供することはありません。

上記について確認しました →

申請書類チェックシート
(スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート事業のうち農業支援サービスの立上げ支援のうちスマート農業機械等導入支援)

事業実施主体名

※申請書類を送付する際に、このチェックリストで書類のチェックを行い、申請書類と併せて提出してください。

区分	申請書類及び添付書類	注意点	チェック欄
実施体制	01.コンソーシアム等の規約等	コンソーシアム等を構成する場合、構成員、代表者、意思決定方法、事務・会計の処理方法及びその責任者、財産管理方法、内部監査、事務手続に係る不正を防止する仕組み等が記載されているもの。	<input type="checkbox"/>
	◎ 02.事業実施体制の分かる資料	様式第6-3号について、サービス利用の手続きや実施体制等は必要に応じてパンフレットやフロー図を添付すること。	<input type="checkbox"/>
	◎ 03.財務資料	財務諸表等、事業実施主体の財務状況が分かるもの(原則として過去3か年分の財務三表(貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書)や青色申告書の決算書、白色申告書の収支内訳書を提出。新規開業の場合は、新規開業以前の事業での実績がわかる資料を提出。新規開業に係る公的機関(またはそれに準じる組織)の証明があることが望ましい。)	<input type="checkbox"/>
事業計画	◎ 04.事業実施計画書	eMAFFにて申請する場合は、それをもって事業実施計画書の提出に替えることができるものとする。	<input type="checkbox"/>
	◎ 05.見積書	経費の単価の設定根拠が確認できる複数事業者からの見積り(導入台数分・原則3者以上)を添付すること。	<input type="checkbox"/>
	◎ 06.機械の性能がわかる資料	導入機械の性能がわかるパンフレット等の資料を添付すること。	<input type="checkbox"/>
	07.機械リース計画書	農業機械等をリース導入する場合は別添1の機械リース計画書を添付すること。	<input type="checkbox"/>
	◎ 08.根拠データ	・事業実施計画書に記載している数値(現況及び目標年の面積又、経営体数及びサービスの売上等)の根拠が確認できるものを添付すること。 ・様式6-2号 農業支援サービス事業利用者一覧記載の利用者との契約内容(状況)がわかるもの(契約書等)を添付すること。	<input type="checkbox"/>
	◎ 09.環境負荷低減のクロスコンプライアンス チェックシート	環境負荷低減のチェックシートに記載された各取組について、事業実施期間中に実施する旨をチェックした上で、当該チェックシートを添付すること。	<input type="checkbox"/>
	10.審査基準の加算ポイントに係る証拠書類	実施要領別記1-2別表4の審査基準の加算ポイントに係る取組を行う場合はその証拠書類を添付すること(審査項目4に係る取組を行う場合は計画の認定がわかる書類を添付する 等)。	<input type="checkbox"/>
◎ 11.サービスの提供地域がわかる資料(地図等)	サービスの提供地域がわかるように、サービスの提供範囲を囲うなどした都道府県地図を添付すること。	<input type="checkbox"/>	
共通	◎ 12.申請書類チェックシート	本チェックシートのこと。	<input type="checkbox"/>
	13.その他参考資料	事業実施計画書等の内容を補足する資料がある場合は、必要に応じて添付すること。	<input type="checkbox"/>

注1) ◎印の付いた資料については必ず提出して下さい。

注2) 申請内容等の確認のため、必要に応じて、農林水産省から追加の資料を求め場合があります。

別添 1-1 (様式第 6 関係)

(共同申請者記載)

(リース方式によるスマート農業機械等の導入の取組用)

機械リース計画書

(スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート事業のうち農業支援サービスの立上げ支援のうちスマート農業機械等導入支援)

年 月 日

農産局長 殿

【事業実施主体名】

フリガナ
氏名

フリガナ
代表者氏名

〒
住所

電話番号

【リース事業者名】

フリガナ
事業者名
代表者名

〒
住所

電話番号

※導入する機械によって
リース事業者が異なる
場合はリース業者毎に
作成してください。

機械リース計画書を作成したので提出します。

- 1 リース計画に基づいて、次の取組を行います。
- 2 リース事業者がリース計画に違反した場合（リース事業者の責めに帰さない場合を除く。）及び事業中止した場合には、リース事業者が農産局長に補助金を返納します。
- 3 本取組に係る補助金を、このリース事業者が指定する口座に振り込むことについて合意します。
- 4 リース料補助申請額 _____ 円
- 5 取組の内容
別添個票のとおり。

個票 (リース方式によるスマート農業機械等の導入の取組用)

機械リース計画書 (No.○)

リース方式によるスマート農業機械等の導入の取組

対象機械	機種名		数量	台
	型式名			
	現有機の有無 (有の場合：能力・取得年月・台数など)			
リース期間	開始日～終了日 (※1)		～	(年)
	リース借受日から○年間 (※2)			(年間)
リース物件購入価格 (税抜き)				(円)
うちオプション分 (税抜き)				(円)
残存価格 (リース期間終了後の残価設定)				(円)
リース料補助申請額				(円)
リース諸費用 (金利・保険料・消費税)				(円)
うち税相当分				(円)
機械利用者負担リース料 (税込み)				(円)
リース物件保管場所				
リース事業者名				

注 1 : ※1 及び ※2 については、いずれかを記入すること。

注 2 : リース補助申請額は、A、B のいずれか小さい額を記入すること。

A: [リース物件購入価格 (税抜き)] × (リース期間 / 法定耐用年数) × 1 / 2 以内

B: ([リース物件購入価格 (税抜き)] - [残存価格]) × 1 / 2 以内

注 3 : 複数の機械をリースする場合には、機械ごとにそれぞれ作成すること。

注 4 : 添付書類は、以下のとおり。

- ① 複数の販売会社の見積書の写し等 (全社分)
- ② その他農産局長が必要と認める資料

様式第7-1号(第8関係)

番 号
年 月 日

農産局長 殿

事業実施主体名
所 在 地
氏 名

スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート事業のうち農業支援サービスの
立上げ支援のうちスマート農業機械等導入支援の事業実施計画の申請について

スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート事業実施要領(令和7年4月1日付け6
農産第5164号農林水産省農産局長通知)別記1-2の第8の規定に基づき、関係書類を添えて申請
する。

(注) 関係書類として、様式第6-1号から様式第6-5号までを添付すること。

様式第7-2号(第8関係)

番 号
年 月 日

農産局長 殿

事業実施主体名
所 在 地
氏 名

スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート事業のうち農業支援サービスの
立上げ支援のうちスマート農業機械等導入支援の交付決定前着手届について

スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート事業実施要領(令和7年4月1日付け6
農産第5164号農林水産省農産局長通知)別記1-2の第8の規定に基づき、下記条件を了承の上、
交付決定前に着手したいので届け出ます。

記

- 1 交付決定を受けるまでの期間内のあらゆる損失等は、事業実施主体が負担すること。
- 2 交付決定を受けた補助金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこと。

事業内容	事業費	着手予定年月日	完了予定年月日	理由

事業実施状況報告書
 （スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート事業のうち農業支援サービスの立上げ支援のうちスマート農業機械等導入支援）

提出先： _____

1 事業実施主体名

--

2 成果目標の達成状況

事業実施主体の提供するサービスを活用する農地面積に係る成果目標（ha）	事業実施前年度（○年度）	事業実施年度（○年度）	○年度	目標年度（○年度）	事業実施状況報告年度（○年度）の達成率（%）
成果目標に係る年度ごとの目標値	/				/
成果目標に係る年度ごとの実績値					

拡大量（目標年度実績値－事業完了前年度実績値）（ha）	
-----------------------------	--

3 成果目標を達成するに当たって実施した取組内容（導入機械、作業の工夫等についても記入すること）

--

4 添付資料

- ・「2 成果目標の達成状況」に記入した成果目標達成状況の値に関する根拠資料を添付すること。
- ・目標年度における事業実施状況報告書には、農林水産業・食品産業の作業安全のための規範に係るチェックシート及び様式第6-4号を添付すること。

5 事業の進捗状況及び成果目標の達成状況に対する評価

--

様式第9号（第8、第9関係）

番 号
年 月 日

農産局長 殿

事業実施主体名
所 在 地
氏 名

スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート事業のうち農業支援サービスの
立上げ支援のうちスマート農業機械等導入支援の事業実施状況報告書（〇〇年度）の提
出について

スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート事業実施要領（令和7年4月1日付け6
農産第5164号農林水産省農産局長通知）別記1－2の第8の規定に基づき、別添のとおり報告する。

- （注） 1 関係書類として、様式第8号の事業実施状況報告書を添付すること。
2 実施要領別記1－2の第9による改善措置を講じた場合は、改善措置内容についても、
あわせて報告すること。